

第6回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成28年12月13日（火）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 それでは、第6回行政手続部会の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、よろしく願いいたします。

○石崎参事官 参事官の石崎です。

資料1を私のほうから、資料2を大槻参事官のほうから御報告したいと思います。

本日は行いましたのは、資料1「諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆」、「関係者からのヒアリング結果の整理」であります。

資料1でありますけれども、ざっと御説明します。

ページをめくっていただきまして、3ページ「欧米諸国における行政手続コスト削減の取組の概要」とありますが、2000年代においては、これは9月にも同じ資料を出してありますが、5年から10年の期間を捉えまして、政府全体での削減率目標、25%削減ですとか、20%削減ですとか、そういった目標を定めて、事業者側の事務作業のコスト、行政手続コストを数値化して、その削減に取り組んだところであります。

その次の4ページ「2000年代および2010年代の欧米諸国の取組の概要」は、今回新しく出したところでもあります。(1)にありますとおり、2000年代においては、多くの国で20%、25%といった削減目標を先に設定して、その後に政府全体の行政手続コスト、事業者側の負担が幾らかかっているのかという測定と、削減計画の策定を進めた。まず削減目標を決定して、その後、計測と計画の策定を並行してということでした。

(2)として、一方、2010年代の取組においては、以下のとおり分かれるということで、1つは、2000年代の取組で政府全体の行政手続コストが幾らなのかというのは既にわかっているもので、2000年代は25%とかのパーセントで定めたのですけれども、絶対額、ポンドですとか、金額の目標に変更した。

②として、一旦削減した既存の行政手続コストをこれ以上増やさないという基準、One-in/One-outなどを設定している国もある。例えばドイツ、フランス、英国ですとか、トランプ次期大統領が当選して、11月の100日プランのビデオメッセージで、トランプ次期大統領は、アメリカでOne-in/Two-outをやるということを表明しております。

③として、数値的な削減目標を設定せずに、官民の10の分野別のワーキングを設置して、個別に一つ一つ、どうするべきかを検討した。これはフランスといったところでもあります。

以下、各国のそれぞれの取組については基本的に省略します。

かいつまんで言いますと、25ページ、フランスの取組、これは新しく調べたものですね

れども、フランスでいくと、②効果の高かった取組事例で、例えば企業情報に係る行政機関内での共有化ということで、社会保障関連、いろいろな窓口に行政情報を提出しなければならないのですが、一度申告すれば、それを行政機関内で情報を共有する仕組みを構築して、その削減効果が37億ユーロということで、特に格段に効果が高かった取組に挙げられている。そういったことがあります。

先ほどのアメリカのトランプ次期大統領の発言については、34ページの真ん中あたり、⑤参考とありまして、トランプ次期米国大統領は、11月21日に大統領就任後の100日計画のビデオレターを公表し、One-in/Two-outルールを導入することを表明したということであります。

そういったことがありまして、我が国に、こういった取組に向けた示唆というものが35ページにあります。それだけちょっと説明させていただきますと、欧米6カ国をこれまで調査しましたけれども、そうした結果、我が国が得られる示唆であります。1番目は、削減目標の設定に当たって、2000年代はパーセンテージでやって、2010年代は金額、絶対額ですとか、One-in/One-outのような基準ですとか、それから目標は設定せずに、個別措置を検討などに分かれます。

枠囲みになりますが、我が国において、どのような物差しで目標を設定すべきか。留意点としては、政府全体の行政手続コストというのは、日本では今わかっておりませんので、削減目標を設定するといった場合には、絶対額、何兆円という金額の基準というのは困難ではないか。パーセントは可能なのですけれども、金額の基準というのは困難ではないか。それから、One-in/One-out、One-in/Two-outルールというのは、行政手続コストを相当程度削減した後に、新規制の導入に際して、行政手続コストを増加させないという手法である。

その次のページをめくりまして、36ページですけれども、行政手続コストの計測範囲としては、イギリスやデンマーク、ドイツの取組では、相当の費用と時間をかけて政府全体の行政手続コストを計測したけれども、結局、特定の少数の手続に行政手続コストというのは集中しているということがわかった。例えばイギリスでいいますと、上位10の取組をやると、政府全体のコスト削減の69%を占めるということがわかった。我が国において、行政手続コストの計測範囲をどのように設定していくべきか。イギリスの初期の段階での、全ての省庁の全ての手続コストを計測するのか、もう少し対象を絞った上で計測するのか。あるいは計測の扱いをどうするのかということの一つある。

それから、行政手続コストの計測手法としては、欧州型の標準的費用モデル。これは、社内費用ですとか、社外費用。日本で言ったら、何億円とかという金額で出す方法。アメリカでは、ペーパー・ワーク削減といって、事業者側が作業時間を債務という概念で削減をするという方法がありますけれども、我が国の行政手続コストを計測する場合に、どのような手法が考えられるか。

4番目としては、削減目標・削減計画の設定手順というものでは、各国の取組では、削

減目標を20%、25%というのをトップダウン的に設定しまして、その後に費用の測定とか、計画の策定を並行して進めた。その中で、我が国において削減目標の設定、行政手続コストの測定、削減計画の設定をどのように実施していくべきか。

5番として、重点分野の設定。日本でも閣議決定で今年度中に重点分野を設定するという事になってはいますが、2010年代においては、フランスやドイツでは、ヒアリング等により把握した事業者のニーズを踏まえて重点分野を設定している。それから、イギリスの場合は、政府全体で行政手続を簡素化すると言っているのですが、その中で重点的にレビューを行うというところで、幾つかの分野について重点レビューを行っている。

そのような中で、我が国において、重点分野をどのように設定していくべきか。それから、その重点分野についてはどのような意味づけをしていくべきか。こういったところをどうしていくかというのは、これから決めていかなければならないということが海外の調査からわかった、我が国にとっての示唆ということだと思っております。

資料1の説明は以上のとおりです。

○大槻参事官 続きまして、資料2の1、2ページから御説明いたします。

これまで、10月から11月にかけて、行政手続部会は第3回から第5回まで3回ございましたけれども、この中で、事業者ニーズの把握ということで、経済団体、士業団体、政府関係機関、有識者の合計13団体等から意見聴取を実施したところであります。

これらの団体から聴取した意見を全部足し上げますと、187事項というように整理をすることができました。内訳ですけれども、事業継続時の手続152事項が一番多かったところでございます。

ページをおめくりいただいて、3ページですけれども、これらの187事項につきまして、事務局において、意見を負担感の類型別に整理したところ、このような表のとおりでございました。「①提出書類の作成等の負担が大きい」とありますが、これが意見数52で一番多かったものです。以降、書類に関するものとか、審査基準に関するものが続くのですが、「②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる」「③審査・判断基準が分かりにくい」「④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる」「⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる」、これが2番目に多かったのですが、「⑥同様の書類（情報）を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない」、それから⑦、⑧がITに関するものなのですが、これも3番目、4番目に多かったものです。「⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない」「⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい」。⑨から⑪にかけては時間に関するものです。「⑨手続に要する期間（処理期間）が長い」「⑩申請を受理してもらえない」「⑪申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない」、それから「⑫手続に関連する情報が入手しにくい」「⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい」「⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの」。これは、規制・制度のために今までできなかったことが規制を見直した

り、制度を新設することでできるようになったという趣旨です。「⑮書類の保管等の負担が大きい」「⑯コスト削減の取組全般に関する意見等」ということでした。

次のページ以降は表が続いておりまして、これが187事項全てを16の類型別に整理したものでございます。類型ごとに幾つかの例をかいつまんで説明させていただきますと、最初、①提出書類の作成等の負担が大きいものですが、例えば2番目の「農振法における農用地除外申出の添付書類」あるいはNo. 6「廃業の届出の際の事実確認書類」、めくっていただいて、5ページ、No. 17「社会保険（雇用関係）の助成金に関する提出書類の簡素化」、6ページ、No. 27「公共工事申請の簡素化」、7ページ、No. 40「在留資格手続における英文書類」、8ページ、No. 49「補助金等申請に係る書類作成」、それぞれ申請の書類が多い。こういったものが非常に負担であるという意見が各団体から出てきたところでございます。

めくっていただいて、10ページ、今度は②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なるというのですが、No. 53「在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請」、No. 57「公共調達（入札参加資格書類）」、こういったものが出張所あるいは自治体ごとに違うといったことがございました。

おめくりいただいて、12ページ、今度は、④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なるというもので、例えばNo. 66「地位の承継（審査基準）」、No. 70「労務管理に関する手続書類」、こういったものが自治体担当者であったり、あるいは組織ごとに見解が異なるといったことがあるということでございます。

めくっていただいて、14ページ、⑥同様の書類（情報）を、複数の組織・部署・窓口提出しなければならないということですが、No. 76「事業開始届出」、こちらは国税と地方税の関係ですが、あるいはNo. 81「重複する社会保険の手続事務」、こういったものについて同様の書類なのに複数の組織・部署・窓口提出しなければならないことが負担であるといった意見がございました。

15ページ、No. 89「マイナンバーの徹底活用」、マイナンバーを活用すれば、情報連携ができて、こういった複数の窓口に出すことが不要になるのではないかと話。あるいは16ページ、No. 94「起業に優しい行政手続の徹底」とありますけれども、ワンストップセンターをさらに広げていったらどうかといった意見がありました。

17ページ、⑦オンライン化の関係ですが、例えばNo. 97「文化庁著作権登録制度」あるいはNo. 103「調査・統計への協力」ということで、電子申請だとか、オンラインの回答を可能にしてほしいという意見がありました。18ページ、No. 110「施設の安全の届出等」、こういったさまざまな届出について電子化してほしいという意見がありました。

19ページ、今度は⑧オンライン化はされているが使いにくいといったもので、例として、例えばNo. 126「電子申告システムの一本化」、20ページ、No. 131「電子行政手続システムのあり方」ということで、これは特定のOSやデバイスに限定しないシステムにしてほしいといった御意見がありました。

21ページ、今度は時間に関係するものですが、No. 140「商業団地や工業団地の高度化融資手続に係る書類作成」、No. 143「登記簿謄本取得に係る所要時間」、こういったものについて時間がかかることが負担であるといった御意見がありました。

24ページ、⑫手続に関連する情報が入手しにくいということで、例えばNo. 150「海外派遣労働者の特別加入」というものがありますが、制度の周知が必要という御意見がございました。

25ページ、⑬手数料や保険料、税等の負担が大きいということで、No. 158「電気用品安全法における検査対象とその費用負担」、No. 160「電子証明書の取得（手数料）」に関して意見がございました。

26ページ、⑭規制・制度により事業の機会を失っているものということで、No. 167「市街化調整区域における営業所等の認可」ということで、貨物自動車運送事業者の営業所の場所であったり、No. 168はタクシー業界の「第二種免許取得要件の緩和」、こういったものを規制緩和などしてほしいといった御意見がございました。

28ページ、⑮書類の保管等の負担が大きいということで、No. 178「補助金の書類の保管義務」、こういったものが負担である。

最後になりますけれども、29ページ、取組全般に関する意見等ということで、例えばNo. 186「横串を通した改革にはITの活用が不可欠」。ある意味、分野を特定しない全般に関するものです。

以上でございます。

○司会 それでは、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は、挙手の上、お名前と御所属をお話しの上、御質問ください。

いかがでしょうか。

○記者 読売新聞のアベと申します。

資料1について伺いたいのですが、36ページの3. 行政手続コストの測定手法についてなのですが、諸外国の事例を見ると、標準的費用モデルで計測する場合もかなりの時間を要しているようなのですが、ペーパー・ワーク削減もありますけれども、どちらを選ぶにしてもある程度の時間を要するというような理解でよろしいでしょうか。

○石崎参事官 全体の手続を測定すると、相当な時間がかかると思います。ただ、その前の2ポツにありますように、どこまで行政手続コストをはかるかというところも一つの論点としてはあると思います。日本では、ヒアリングとか、アンケート調査などをとっているところです。2ポツの(2)の参考の2のところに書いてある、我々はヨーロッパに視察に行ったのですが、ヨーロッパの環境を踏まえると、日本の場合はある程度、対象を絞った上で行政手続のコストを計測するのがよいのではないかというアドバイスもありました。そういったことを含めてこれから考えていくことになります。

○司会 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第6回行政手続部会の会見を終わります。

ありがとうございました。